

大深度地下使用法 使用認可申請マニュアル

平成13年4月

国土交通省都市・地域整備局企画課
大深度地下利用企画室

目 次

序 章 大深度地下使用制度の活用にあたって	1
1 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法制定の背景・経緯	1
2 大深度地下使用制度に係る配慮事項	2
3 本マニュアルの目的	2
4 使用認可申請事務の流れと留意事項	2
第1章 大深度地下使用制度の概要	6
1 大深度地下の定義	6
2 対象地域	7
3 対象事業	8
4 使用認可	9
5 使用認可の機関	12
6 事前の事業間調整	15
7 使用認可の申請	15
8 使用認可の要件	18
9 使用認可の手続	21
10 使用認可の処分	24
11 使用認可の効果とその後の手続	30
(参考) 対象地域を構成する市町村一覧	36
第2章 事前の事業間調整について	38
1 総 説	38
2 手 続	38
第3章 使用認可申請書類の作成	41
第1節 総 説	41
1 使用認可申請に必要な書類	41
2 使用認可申請のための作業手順	42
3 申請書類の必要部数	43
4 申請手数料	43
第2節 使用認可申請書の作成方法	44

1	記載事項	44
2	作成方法	44
3	共同施行の場合の申請方法	49
第3節	申請理由書類の作成方法	51
1	総説	51
2	作成方法	52
第4節	事業計画書の作成方法	52
1	記載事項と添付書類	52
2	作成方法	53
第5節	事業区域表示図の作成方法	59
1	総説	59
2	事業区域位置図の作成方法	60
3	事業区域表示図（平面図）の作成方法	60
4	事業区域表示図（縦断面図）の作成方法	61
5	事業区域表示図（横断面図）の作成方法	62
6	その他必要な図面について	62
第6節	事業計画表示図の作成方法	62
1	総説	62
2	作成方法	63
第7節	大深度地下証明書類の作成方法	63
1	総説	63
2	作成方法	64
第8節	物件に関する調書の作成方法	65
1	総説	65
2	記載事項	66
3	作成方法	67
第9節	耐力計算関係書類の作成方法	69
1	総説	69
2	作成方法	70
第10節	安全・環境措置関係書類の作成方法	70
1	総説	70
2	作成方法	71
第11節	公共・公益施設管理者関係書類の作成方法	73

1 総 説	73
2 作成方法	73
第12節 法令制限区域関係書類の作成方法	74
1 総 説	74
2 作成方法	74
第13節 事業施行権限証書の作成方法	76
1 総 説	76
2 作成方法	76
第14節 事業間調整結果書類の作成方法	77
1 総 説	77
2 作成方法	77
第15節 配慮事項に係る措置関係書類の作成方法	78
1 総 説	78
2 作成方法	78
第16節 疎明書の作成方法	79
1 疎明書の趣旨	79
2 作成方法	79
(参考) 大深度地下使用法関係省庁等一覧表	80

序章 大深度地下使用制度の活用にあたって

1 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法制定の背景・経緯

我が国の大都市地域において社会資本を整備する場合には、土地利用の高度化・複雑化が進んでいることなどから、地上で実施することは困難を増す傾向にあり、地下を利用する場合は極めて多くなっている。その場合でも、道路等の公共用地の地下については、用地の確保が比較的容易であること等から、地下鉄、上下水道、電気、通信、ガス等の社会資本が既に多く設置され、比較的浅い地下の利用は輻輳してきている。また、この場合、地下に設置される施設のルートは、道路等の線形に制約されるため、合理的なルートの設定が困難な場合もある。

他方において、その地下を使用する場合を含め、民有地において社会資本整備のための用地を取得するには、地権者との交渉・合意を経て権利を取得することが基本であるが、その際、特に、大都市地域においては、土地利用の高度化・複雑化等から、地権者との権利調整に要する時間が総じて長期化する傾向にあるなど、権利調整の難航等のため効率的な事業の実施が困難となっている。

また、特定の公共・公益事業のための土地の収用・使用に関する一般法として土地収用法があるが、同法においては、土地の収用・使用にあたって通常補償すべき損失が発生するという前提の下に、収用・使用に先立って補償の額を決定し、支払いを行うという、いわゆる事前補償の原則がとられており、これに伴い、事前の土地調査等に多大な時間と労力が費やされる例も見られるところである。

これに対して、建築物の地下室の建設や基礎ぐいの設置のための利用は一定の深度、地盤までにとどまっている状況にあり、地上及び浅い地下に加えて、「土地所有者等による通常の利用が行われない地下空間」である大深度地下を国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑に利用するための制度を導入する必要性が高まっていた。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「法」という。）は、こうした状況を踏まえて制定（平成12年5月26日公布）されたものであり、平成13年4月1日から施行された。

2 大深度地下使用制度に係る配慮事項

公共・公益事業を実施する事業者が大深度地下使用制度を活用するに際しては、次の事項に配慮する必要がある。

- (1) 近年、大都市地域において土地利用が高度化・複雑化している状況を考えると、大深度地下は、大都市地域において残された貴重な空間であり、また、いったん施設を設置するとそれを撤去することが困難である等の特性を有するので、利用に当たっては公共の福祉に適合するように適正かつ合理的に行われる必要があること。
- (2) 大深度地下に相当する深さの地下を使用しようとする場合には、事業者は、権原の任意取得、公物の占用許可、土地収用法の収用・使用等によることも可能であるが、土地所有者等の同意が得られないときに、土地収用法によらず、本法により使用権を取得しようとする場合には、事前に補償の額を確定したり、補償を支払ったりすることのない、土地収用法よりも簡易な手続で使用権を取得できる代わりに、私権保護の観点から、使用権設定に係る手続及び要件が加重されていることを十分踏まえ、適切に手続を執る必要があること。
- (3) 使用認可申請準備作業等において、集中的・効率的な資料作成等を行うことにより、迅速かつ円滑な手続となるよう努める必要があること。
- (4) 使用認可申請準備作業において、計画担当、事業実施担当及び用地担当が異なる機関である場合には、当該各部局相互間の十分な連絡調整により、円滑な事業の実施に努めること。

3 本マニュアルの目的

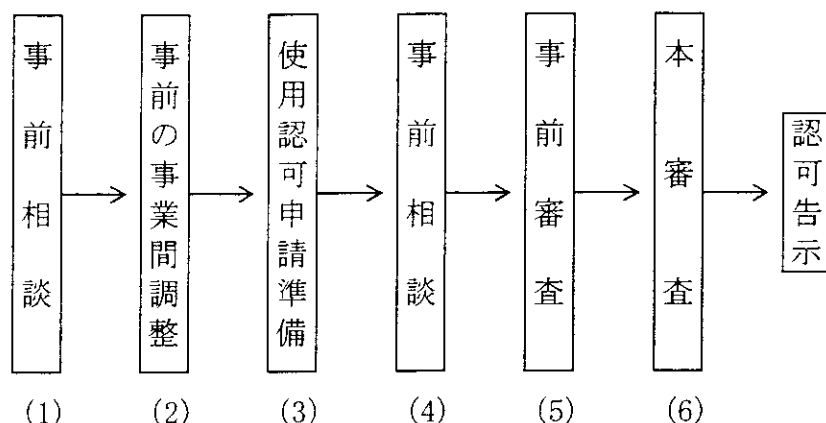
このマニュアルは、使用認可に必要な手続について解説するとともに、事業概要書、使用認可申請書及び添付書類など必要な申請書等の構成・作成方法等についての手引きとして、本法に基づく大深度地下の使用権の取得により事業の実施を予定している事業者の参考に供するものである。

4 使用認可申請事務の流れと留意事項

国土交通大臣又は都道府県知事が使用認可を行う場合、使用認可申請に関する事務処理は、事前の事業間調整に係る事前相談、事前の事業間調整、申請準備作業、使用認可事前

相談、事前審査及び本審査の段階に分けて行うこととする。

なお、事前相談については、事業者の判断により適宜行えばよく、手続上、義務づけているものではない。



(1) 事前の事業間調整に係る事前相談

事前相談は、事業者が事前の事業間調整に入る前に、個別の事業毎に、事業概要書の作成等について、使用認可庁（国土交通省及び都道府県）に意見を求める必要がある場合に、事業者の申出に応じて実施されるものである。

なお、事前相談は、あくまで事業者が必要と判断した場合のみ行われるものであり、必ず行わなければならないものではない。

(2) 事前の事業間調整

事前の事業間調整は、法第12条の規定により、使用の認可申請に先立って、近接又は同一の事業区域で事業を施行し、又は施行しようとする他の公共の利益となる事業を行う事業者との間で、事業の共同化、事業区域の調整等を行うものである。

(3) 使用認可申請準備作業

① 使用認可の適期申請と申請準備作業の合理化

使用認可の申請は、大深度地下の使用の開始の予定時期から遡って適切な時期に行うべきであり、事前審査に必要な書類の作成等については、本使用認可申請マニュアルの活用等により迅速化に努めることが必要である。また、既存図面等の活用等できるだけ事務負担の軽減を図ることが望ましい。

なお、法第14条第2項第8号から第10号に規定する行政機関等に対する意見照会等については、事前審査には必要ないものであるが、書類の作成等の作業と並行して進めることが望ましい。

② 関係機関との調整の円滑化

大深度地下使用制度の活用にあたり、計画担当、事業実施担当及び用地担当が異な

る機関である場合には、各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、十分な連絡調整を行うことが望ましい。

(4) 使用認可申請に係る事前相談

事前相談は、個別の事業毎に、使用認可申請準備作業の着手前又は使用認可申請準備作業中に、書類作成の方法、当該事業の公益性や基本方針への適合性等について使用認可庁の意見をあらかじめ求める必要がある場合に、事業者の申出に応じて実施するものである。

事業者においては、その適切な活用により事前審査等の使用認可申請事務の円滑化を図るよう努めることが望ましい。

なお、事前相談は、あくまで申請準備作業のため事業者が必要と判断した場合のみ行われるものであり、事前審査の前に必ず行わなければならないものではない。

(5) 事前審査

事前審査は、本申請後の事務処理の円滑化を図る観点から、使用認可庁が、事業者から個別の事業について使用認可申請書案及び参考資料の提出を受け、その内容、様式等について事業者との間で調整を行うものである。事前審査は、事業者が使用認可申請書案の内容、様式を整えた段階で開始される。

① 事前審査に係る事務の迅速かつ円滑な遂行

事前審査において迅速かつ円滑な事務処理を行うためには、事業者側において、以下の点に留意する必要がある。

イ 申請関係書類の差し替え、補正等事業者側における対応を必要とする措置に関しては、速やかにその具体的な内容を事業者側に示し、その実行を促すこととしているので、事業者側としてもそれに迅速に対応するよう努めること。

ロ 事前審査に入った後に事業計画に変更がないよう、事前審査を受けるまでには、事業者において最終的な事業計画を確定させること。

ハ やむをえず、事業計画の変更等があった場合など、作業の中断を要するような事態になった場合には、速やかに連絡すること。

② 事前審査開始時期

事前審査の開始時期については、使用認可告示の希望時期や審査に要する時間等を勘案し、適切な時期とする必要がある。このため、事業者においては、できるだけ早期に使用認可申請書案を使用認可庁に提出することが望ましい。

(6) 本審査

本審査は、法の規定に基づき、使用認可を申請し、公告・縦覧等の手続をとった後、国土交通大臣又は都道府県知事が使用認可に関する処分を行うに至る手続である。

なお、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う場合、事業所管大臣は、法第14

条第1項の規定による使用の認可申請があったときは、当該申請を受理した日から国土交通大臣に到達するまでの期間を原則として1か月以内とするよう努めるものとし、国土交通大臣は、当該申請が到達してから処分を行うまでの期間を5か月以内とするよう努めるものとしている。

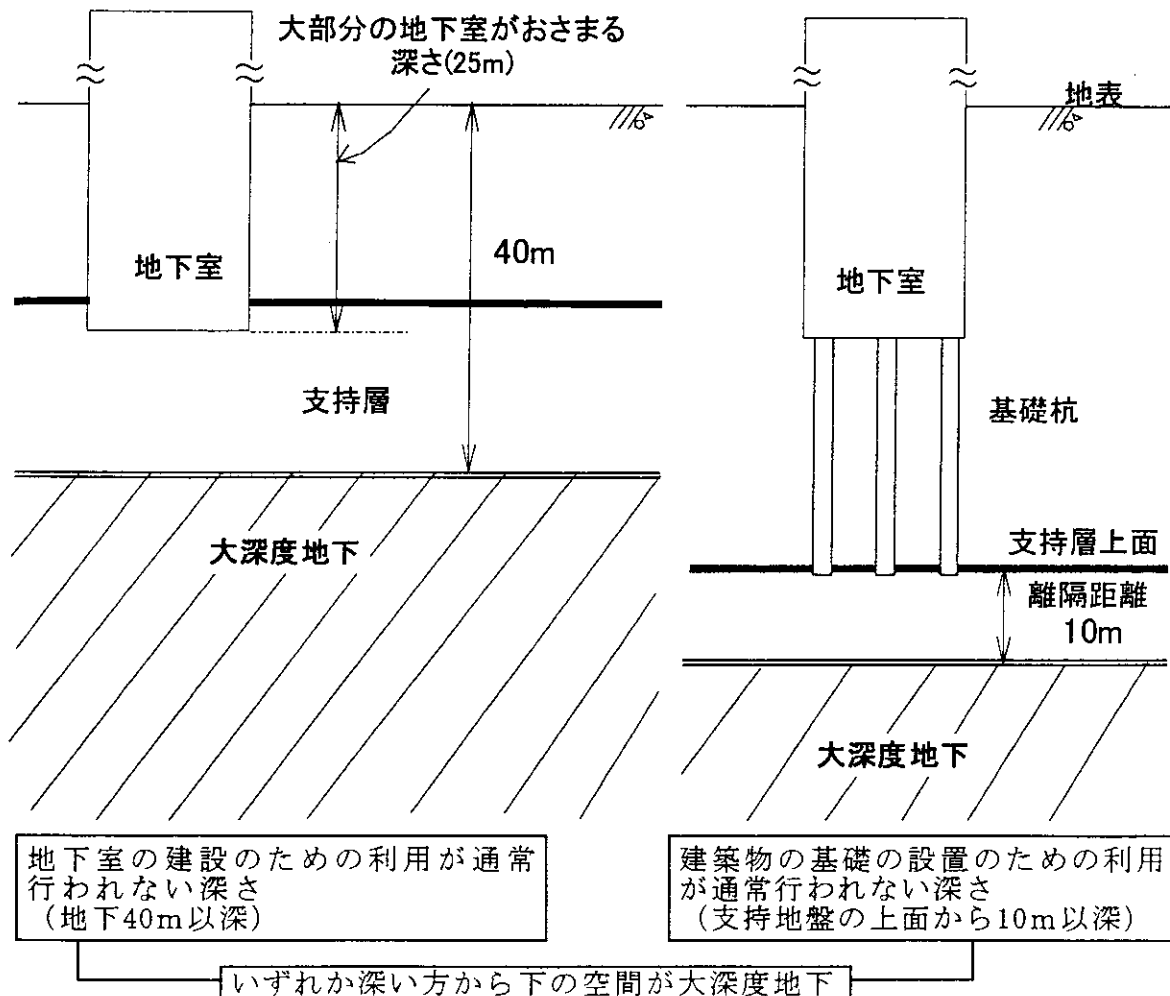
第1章 大深度地下使用制度の概要

1 大深度地下の定義

本法においては、「大深度地下」とは、

- ① 建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第1条において、地表から40メートルと規定）
- ② 当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤として政令で定めるもの（施行令第2条第1項において、基礎ぐいが1平方メートル当たり2,500キロニュートン以上の許容支持力を有することとなる地盤と規定）のうち最も浅い部分の深さに政令で定める距離を加えた深さ（同条第3項において、10メートルと規定）のうち、いずれか深い方の地下としている（図1参照）。

図1 大深度地下の定義図



すなわち、大深度地下は、少なくとも40メートルより深い地下のことであり、その深さは、超高層ビルを支えることができる堅く締まった地盤である支持地盤の深さにより決定される。

したがって、支持地盤が、地下30メートルより浅い場合は、地下40メートルより下の空間が大深度地下であり、支持地盤が地下30メートルより深い場合、例えば、地下50メートルの場合は、50メートルに10メートルを加えた、地下60メートルより下の空間が大深度地下となる。

なお、河川、湖沼等の水域に係る大深度地下については、周辺陸地における大深度地下と連続する地下を大深度地下とみなすこととする（具体的には、上記①については、水域の両端の地下40メートルを結ぶ線の深さとし、②の深さと比較していずれか深い方の深さとなる。）

2 対象地域

本法の対象地域については、法第3条において、「人口の集中度、土地利用の状況その他の事情を勘案し、公共の利益となる事業を円滑に遂行するため、大深度地下を使用する社会的経済的必要性が存在する地域として政令で定める地域」とされ、施行令において以下の地域が対象地域として指定されている（第3条・別表第1）。

対象地域の名称	対象地域の範囲
首都圏の対象地域	その区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯の区域内にある市（特別区を含む。）及び町村の区域
近畿圏の対象地域	その区域の全部又は一部が近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域の区域内にある市町村の区域
中部圏の対象地域	その区域の全部又は一部が中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域の区域内にある市町村の区域
備考	この表に掲げる区域は、平成13年4月1日において定められている区域によるものとする。

※ 対象地域を構成する具体的な市町村については、本章末の「(参考) 対象地域を構成する市町村一覧」を参照されたい。

3 対象事業

本法による使用の認可が受けられる事業は、次に掲げるもののうちのいずれかに該当するものでなければならない（法第4条）。

なお、事業主体は、国、地方公共団体に限定されるわけではなく、対象事業を行う事業者であれば、民間事業者も等しく使用の認可が受けられる（法第2条第2項参照）。

- ① 道路法による道路に関する事業（法第4条第1号）
- ② 河川法が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業（第2号）
- ③ 国、地方公共団体、緑資源公団又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業（第3号）
- ④ 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者が一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業（第4号）
- ⑤ 日本鉄道建設公団が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業（第5号）
- ⑥ 軌道法による軌道の用に供する施設に関する事業（第6号）
- ⑦ 電気通信事業法第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する事業（第7号）
- ⑧ 電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物に関する事業（第8号）
- ⑨ ガス事業法によるガス工作物に関する事業（第9号）
- ⑩ 水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業（第10号）
- ⑪ 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法第18条第1項第1号の施設及び同条第2項第1号の愛知豊川用水施設に関する事業（第11号）
- ⑫ ①から⑪に掲げる事業のほか、土地収用法第3条各号に掲げるものに関する事業又は都市計画法の規定により土地を使用することができる都市計画事業のうち、大深度地下を使用する必要があるものとして政令で定めるもの（ただし、現在、本号に該当する事業はない。）（第12号）
- ⑬ ①から⑫に掲げる事業のために欠くことができない通路、鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業（附帯事業）（第13号）

4 使用認可

(1) 使用認可の意義

上記「3 対象事業」に列挙した事業に該当すれば、直ちに事業に必要な大深度地下を使用することができるわけではない。いかなる事業であっても、実際に施行される具体の事業が大深度地下の使用権を付与してまで行わなければならないものかどうかは、事業計画の内容を詳細に審査する必要がある。

使用認可は、個々具体の事業の事業者の能力、事業区域及び事業計画を検討し、当該事業が高い公益性を有し、かつ、大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、当該事業のために大深度地下を使用する必要があることを国土交通大臣又は都道府県知事が審査することにより、大深度地下の使用権を設定するものである。

使用認可により、認可事業者は大深度地下（事業区域）を使用する権利を取得し、土地に関するその他の権利は一定の制限を受けることになる（法第25条）。

(2) 土地収用法との手続の相違

土地収用法は、土地の収用・使用に関する一般法であり、地表、浅深度地下、大深度地下を問わず適用される。そのため、同法においては土地の収用・使用に当たって、通常補償すべき損失が発生するという前提の下に、収用・使用に先立って補償の額を決定し、支払いを行うという、いわゆる事前補償の原則がとられている。

すなわち、土地収用法では、起業者は、まず、行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）が事業の公益性を審査する事業の認定（同法第16条）、次に、各都道府県におかれた収用委員会において、収用・使用する土地の範囲、時期、それに伴う補償等を確定する権利取得裁決・明渡裁決（同法第48条、第49条）という2段階の手続を経て、土地所有者などの権利者に補償を行ってはいじめて、土地を収用・使用することができる。

なお、裁決に先立って、起業者には、土地や物件の所在等を記載した土地調書・物件調書の作成が義務づけられており、これには、土地所有者等の権利者の署名押印が必要とされている（同法第36条、第37条）。

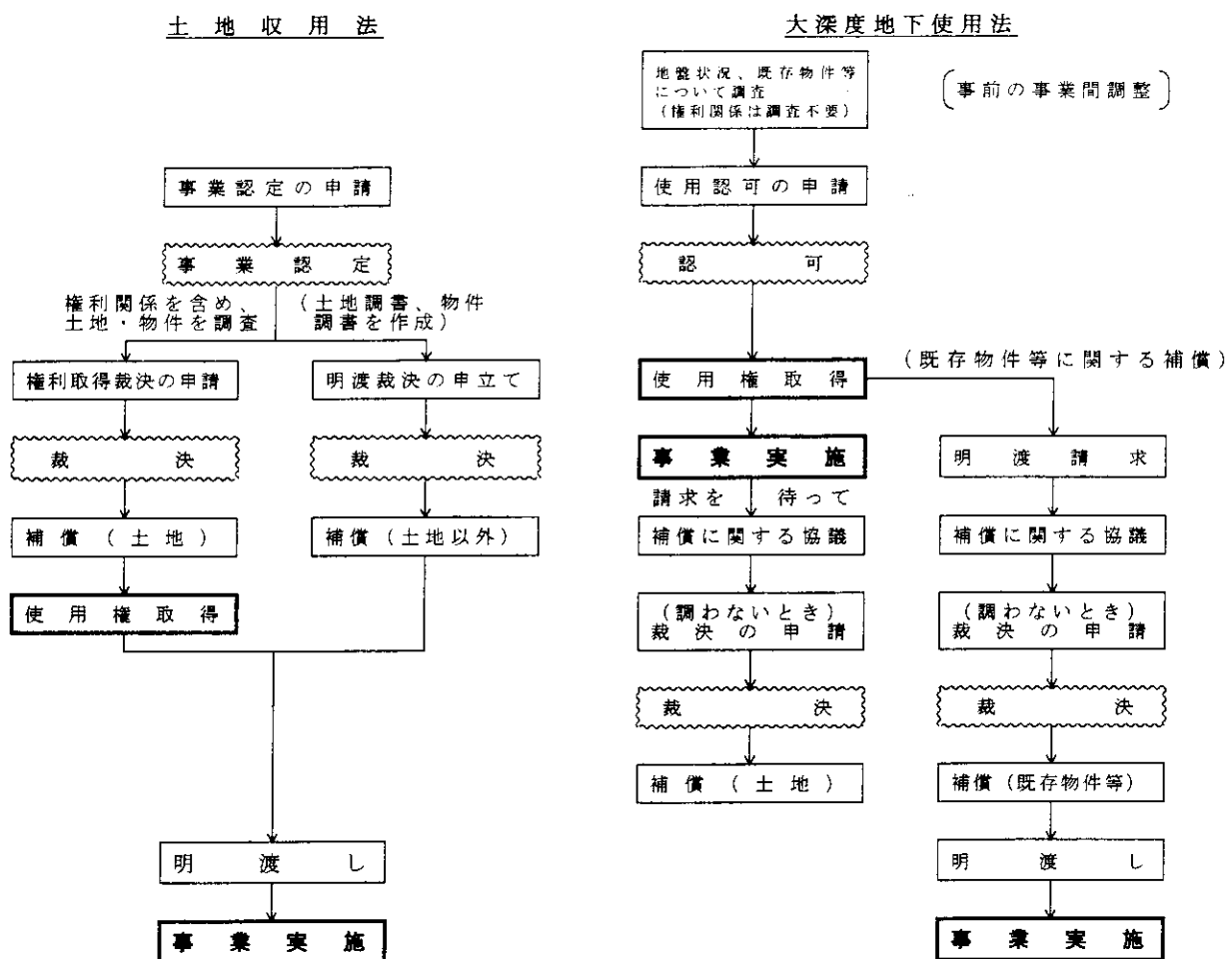
一方、本法では、土地所有者等による通常の利用が行われない空間である大深度地下に使用権を設定しても、通常補償すべき損失が発生するとは想定されないことから、個別の地権者の承諾や、個別の土地に係る補償を確定せず、行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）が単独で使用の認可を行い、仮に補償をする必要がある場合には、事後的に請求を待って補償を行うという1段階・事後補償の手続とされ、署名押印を要する土地調書・物件調書の作成も不要とされている。

なお、このように土地収用法に比較して簡易な手続で使用権を設定できる代わりに、

本法では、大深度地下使用基本方針の作成、大深度地下使用協議会の設置、事前の事業間調整、事業を所管する大臣経由の使用の認可の申請（国土交通大臣が使用の認可を行う場合のみ）など、土地収用法にはない仕組みが設けられている。

土地収用法との主要な手続の比較については、図2を参照されたい。

図2 大深度地下使用法と土地収用法における主要な手続の流れの比較



(3) 土地収用法等他の制度との適用関係

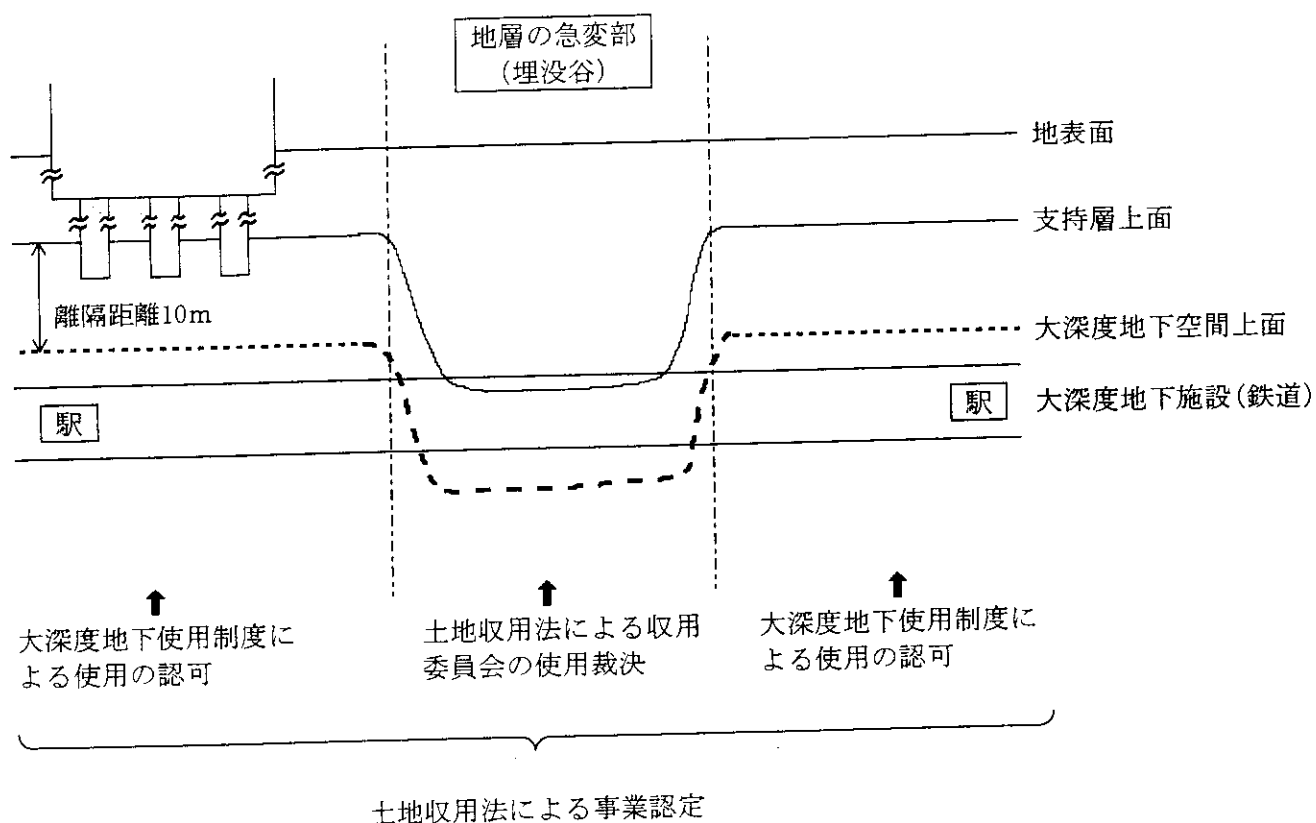
法第10条では、事業者が本法による使用の認可を受けて、大深度地下を使用することができる旨規定されているが、大深度地下に相当する深さの地下を使用しようとする事業者は、本法によるほか、権原の任意取得、公物の占用許可、土地収用法の収用・使用等の方法によることも可能である。

特に、土地収用法との適用関係については、事業者は、大深度地下に係る使用権の設定について、土地収用法によるか本法によるかを選択することが可能であり、事業を行う区域のうち、土地収用法による部分と本法による部分を区分して使用権の設定手続を

行うことも可能である。また、例えば、浅深度地下と大深度地下の両方を含む事業区域の全体についてまず土地収用法に基づく事業認定を受けた後で、そのうち大深度地下の部分について、本法による使用権の設定を受けることも可能である（図3参照）。

また、本法以外の方法により権原を取得して、既に大深度地下に相当する地下に施設を設置している場合においては、本法による使用の認可を重ねて（追加的に）受ける必要はなく、施設の着工に至っていない時点においても、他の方法により権原を取得している場合には、本法による使用の認可を受けることはできないものと解される。

図3 土地収用法との適用関係



5 使用認可の機関

使用認可を行う機関は、事業者、事業区域の範囲、事業の性質・その影響の及ぶ範囲等のいかんによって、国土交通大臣と都道府県知事に分かれている。

国土交通大臣が使用認可を行うのは、次の場合である（法第11条第1項）。

① 国又は都道府県が事業者である事業

以下の公団等については、国又は都道府県とみなされているので、国土交通大臣の使用認可を受けることになる。

（国又は都道府県とみなされる公団）

緑資源公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、水資源開発公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、地方道路公社（市のみが設立したものを除く。）、日本下水道事業団、都市基盤整備公団

② 事業区域が2以上の都道府県の区域にわたる事業

③ 2以上の都道府県の区域又は道の区域の全部にわたり利害を及ぼす事業等で次に掲げるもの（ただし、現在、北海道は法の対象地域とはされていない。）

イ 鉄道事業のうち以下のもの（下図参照）

(ア) 「当該事業に係る路線が一の都府県の区域内にとどま」らないもの

(イ) 「その路線（当該事業に係る路線）及び当該鉄道事業者が運送を行う上でその路線（当該事業に係る路線）と密接に関連する他の路線が一の都府県の区域内にとどま」らないもの

(ウ) 「その路線（当該事業に係る路線）及び当該鉄道事業者がその路線（当該事業に係る路線）に係る鉄道線路を譲渡し、若しくは使用させる鉄道事業者が運送を行う上でその路線（当該事業に係る路線）と密接に関連する他の路線が一の都府県の区域内にとどま」らないもの

(エ) 当該事業に係る路線が道の区域内にあるもの

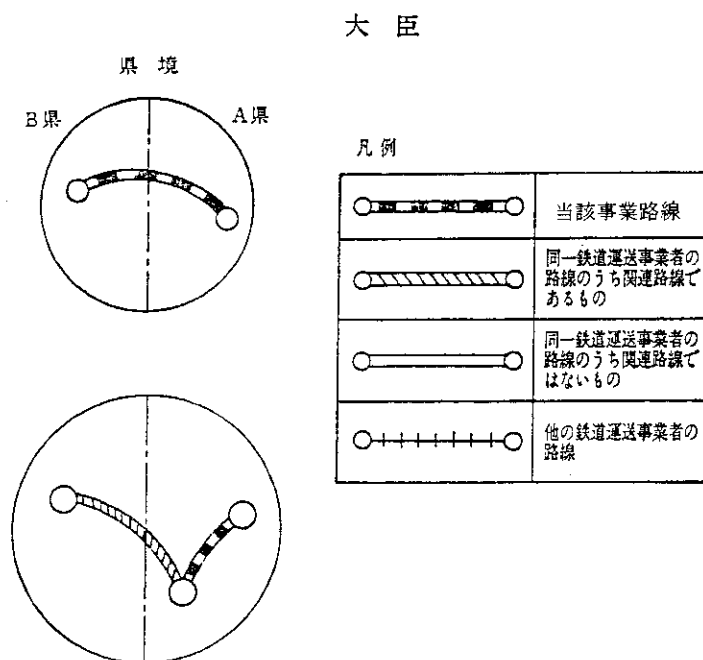
なお、上記の事業であるか否かの判断に当たっては、以下のことに留意するものとする。

(i) (ア)ないし(エ)において「当該事業に係る路線」とは、使用の認可を受けようとする区間を含む鉄道事業法第3条に規定する鉄道事業の許可を受けた路線（以下「当該事業路線」という。）をいう。

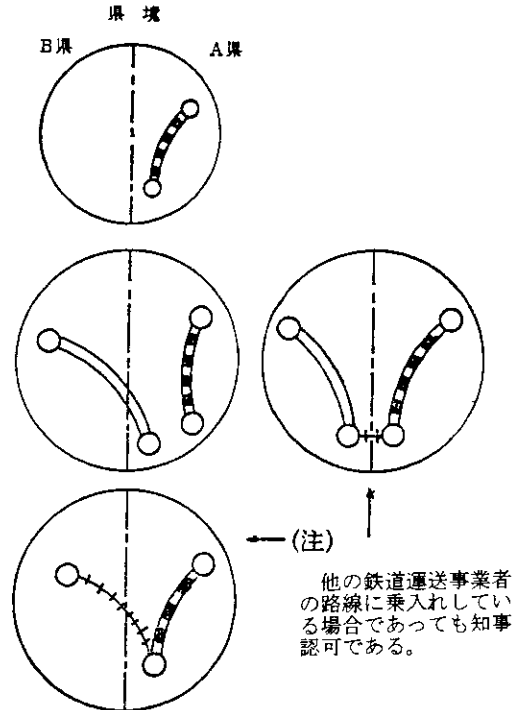
(ii) (イ)において「当該鉄道事業者」とは、事業者が当該事業路線について鉄道事業法第2条第2項に規定する第一種鉄道事業の許可を受けた者又は同法同条第3項に規定する第二種鉄道事業の許可を受けた者（以下「鉄道運送事業者」という。）である場合の事業者である鉄道事業者をいう。

- (iii) (ウ)において「当該鉄道事業者」とは、事業者が当該事業路線について鉄道事業法第2条第4項に規定する第三種鉄道事業の許可を受けた者である場合の事業者である鉄道事業者をいう。
- (iv) (ウ)において「その路線に係る鉄道線路を譲渡し、若しくは使用させる鉄道事業者」とは、当該事業路線について第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業（以下「鉄道運送事業」という。）の許可を受けた者をいう（鉄道事業法第5条第3項参照）。
- (v) (イ)及び(ウ)において「運送を行う上でその路線と密接に関連する他の路線」とは、次のa及びbを満たす路線をいう。
- a 当該事業路線に係る鉄道運送事業者（(イ)にあつては、事業者。(ウ)にあつては、事業者が当該事業路線に係る鉄道線路を譲渡し、又は使用させる鉄道運送事業者）が鉄道運送事業の許可を受けた路線であつて当該事業路線以外のものであること。
- b 当該事業路線との間で列車の直通運転が行われること、当該事業路線と同一駅舎内で乗客が乗り換えることが可能であること等当該路線と当該事業路線との間で連続した旅客又は貨物の運送が行われるものであること。

図 鉄道事業の使用認可庁の区分（法第11条第1項第3号イ）



知 事



ロ 業務区域が2以上の都府県の区域にわたる第一種電気通信事業の用に供する施設に関する事業

ハ 供給区域又は供給地点が2以上の都府県の区域にわたる電気事業（一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業）の用に供する電気工作物に関する事業

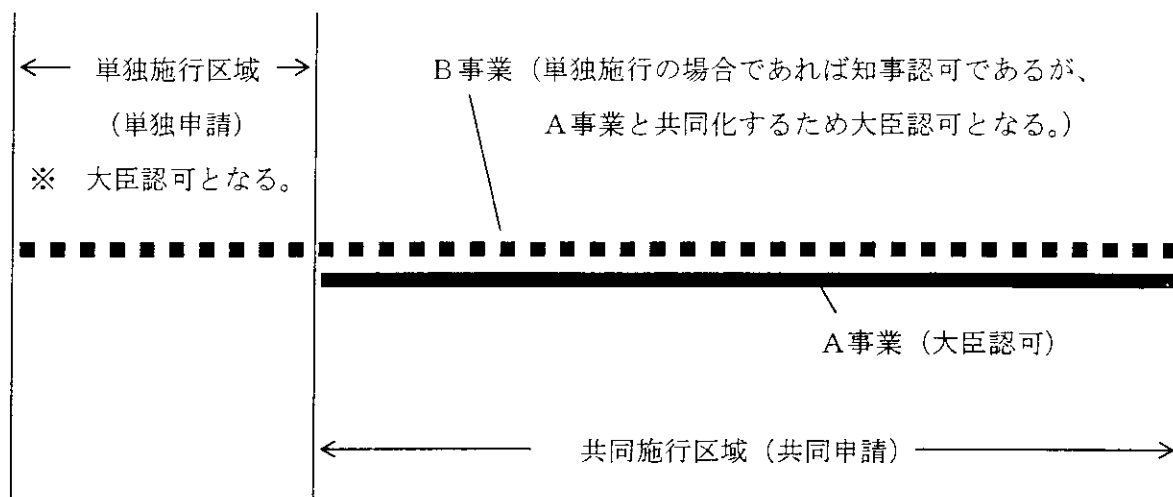
この電気事業とは、申請に係る具体の事業ではなく、事業者が行う電気事業の総体をいう。したがって、申請に係る事業の事業区域が1都府県内にとどまる場合でも、他の電気事業も含めた当該電気事業者の供給区域が2以上の都府県の区域に及ぶ場合には、その使用認可権者は国土交通大臣である。

ニ イからハマまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業

④ ①～③に掲げる事業と共同して施行する事業

①～④の事業以外のものについては、都道府県知事が使用認可を行う（同条第2項）。

なお、使用認可を行う機関が異なる2以上の事業者が共同で使用認可申請を行う場合には、そのうちのある事業者が共同施行区域以外の事業区域（単独施行区域）については、別途、使用の認可申請をする場合には、当該単独施行区域についても、国土交通大臣が使用の認可を行うこととしている（下図参照。共同申請については、第3章第2節「3 共同施行の場合の申請方法」を参照）。



6 事前の事業間調整

事業者は、事業計画が具体化し、使用認可を受けようとする場合に、申請に先立って事業概要書（事業者の名称、事業の種類、事業区域の概要、使用の開始の予定時期及び期間、事業計画の概要を記載）を作成し、事業所管大臣又は都道府県知事に送付するとともに、事業概要書を作成した旨等の公告・事業概要書の縦覧（事業区域が所在する市町村において30日間）をしなければならない（法第12条第1項及び第2項）。

事業概要書の内容は、上記の公告・縦覧により、また、事業所管大臣等から事業概要書の写しを送付された協議会の構成員を通じて、法第4条各号に掲げる事業を施行する者に周知されることとなる（同条第3項及び第4項）。

上記の公告をした事業者は、縦覧期間内に、事業区域又はこれに近接する地下において第4条各号に掲げる事業を施行し、又は施行しようとする者から、事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整の申出があったときは、調整に努めなければならない（同条第5項）。調整については、首都圏、近畿圏、中部圏の各対象地域に設置される大深度地下使用協議会の場を活用して行うこととする。

なお、「第4条各号に掲げる事業を施行し、又は施行しようとする者」には、既に工事を終了し、施設を供用開始している事業者、現在施行（事業着手）している事業者、これから施行しようとしている事業者が含まれる。

7 使用認可の申請

事業者は、使用認可を受けようとするときは、使用認可申請書及び一定の添付書類を国

土交通大臣（事業所管大臣経由）又は都道府県知事に提出しなければならない（法第14条）。

申請は代理人でもできるが、この場合には、代理権を証する書面を添付しなければならない（法第47条参照）。ただし、代理人が事業者の内部機関で、法令等によって申請を行いうる権限が明白な場合には、委任状等を添付することは要しない。

また、申請書の提出部数は、正本1部のほか、事業区域が所在する都道府県及び市町村の数の合計に1を加えた部数の写しが必要であり（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第8条第1項）、国又は都道府県が事業者である場合を除き、国土交通大臣に使用認可を申請する場合には、1件につき、事業区域の延長が2キロメートルまで734,100円、2キロメートルを超える1キロメートルごとに149,800円を加算した額の手数料を納付しなければならない（法第39条、施行令第6条）。

また、都道府県知事に使用認可を申請する場合には、当該都道府県が必要に応じて条例で定めた額の手数料を納付することとなる。

2以上の事業者が共同で使用認可の申請をする場合の手数料については、第3章第1節「4 申請手数料」を参照されたい。

なお、使用認可の申請に当たって提出しなければならない書類には、次のものがある。

(1) 使用認可申請書

使用認可申請書の様式については、規則第8条第1項に定められているが、次の事項を記載しなければならない（法第14条第1項）。

- ① 事業者の名称
- ② 事業の種類
- ③ 事業区域
- ④ 事業により設置する施設又は工作物の耐力
- ⑤ 使用の開始の予定時期及び期間

(2) 申請書の添付書類

使用認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（法第14条第2項）。

- ① 使用の認可を申請する理由を記載した書類
- ② 事業計画書

事業計画書には、次の事項を記載し、なお内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付する（規則第9条第1号）。

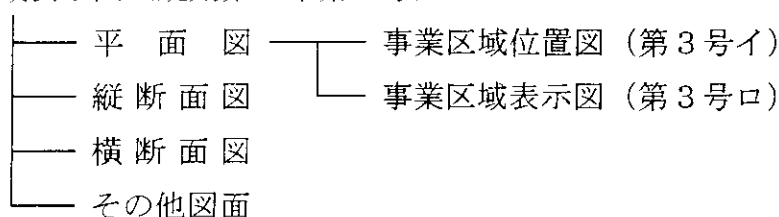
- イ 事業計画の概要
- ロ 設置する施設又は工作物の工事の着手及び完成の予定時期
- ハ 事業に要する経費及びその財源
- ニ 大深度地下において事業の施行を必要とする公益上の理由
- ホ 事業区域を当該事業に用いることが相当であり、又は大深度地下の適正かつ合理

的な利用に寄与することとなる理由

③ 事業区域及び事業計画を表示する図面

これらは、使用認可申請書と一体をなして申請の内容を表示することとなるものであり、以下の図面から構成される。

イ 事業区域表示図（規則第9条第2号）



ロ 事業計画表示図（規則第9条第5号）

平面図、縦断面図、横断面図、その他の図面で構成

④ 事業区域が大深度地下にあることを証する書類

これは、ボーリング調査、物理探査等による地盤調査の結果を記載して、事業区域が大深度地下にあることを明らかにしたものとされている（規則第9条第6号）。

⑤ 物件に関して作成した調書（法第13条参照）

⑥ (1)④の耐力の計算方法を明らかにした書類

⑦ 事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類

⑧ 事業区域の全部又は一部が、この法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されているときは、当該事業の用に供する者の意見書

⑨ 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

⑩ 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の意見書

⑪ 事前の事業間調整に係る調整の申出（法第12条第5項）があったときは、当該調整の経過の要領及びその結果を記載した書類

⑫ その他国土交通省令で定める事項

これは、基本方針に定められた安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項に係る措置（⑦に記載された措置を除く。）を記載した書類とされている（規則第9条第8号）。

なお、⑧から⑩に掲げる意見書は、事業者が意見を求めた日から3週間を経過しても得られないときは、添付しなくてもよく、この場合には、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書類を添付しなければならない（法第14条第5項）。国土交通大臣又は都道府県知事は、この疎明書が添付されている場合には、事業区域を他の公共事業

の用に供している者又は関係行政機関の意見を聴取して、申請を処理することになる(法第18条第1項参照)。

また、⑧から⑩に掲げる意見がないときは、その事実を明らかにすることとされている(規則第9条第7号)。

使用認可の申請に当たっては、上記のとおり、一定の方式による使用認可申請書及び添付書類の提出が必要であり、これらの書類に不備があるときは、国土交通大臣又は都道府県知事は欠陥の補正を求めることとなるが、欠陥を補正しない場合には、使用認可申請書は却下されることになる(法第15条)。

8 使用認可の要件

国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が次の七つの要件をすべて満たすときは、使用の認可をすることができる(法第16条)。

- (1号要件) 事業が第4条各号に掲げるものであること
- (2号要件) 事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること
- (3号要件) 事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること
- (4号要件) 事業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること
- (5号要件) 事業計画が基本方針に適合するものであること
- (6号要件) 事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。
- (7号要件) 事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でないことと認められること。

以下、使用認可の実務の観点から、使用認可庁が、申請書、添付書類及び参考資料により、これらの要件を審査する際の判断のポイントとなる事項について記すこととする。

(1) 1号要件

申請に係る具体の事業が法の適用対象事業であることは、使用権付与のための当然の前提である。

この要件の適合性については、使用認可申請書に記載された「事業の種類」(法第14条第1項第2号)、添付書類のうち、申請に係る事業の計画諸元、法的根拠等が記述さ

れる「使用の認可を申請する理由を記載した書類」（法14条第2項第1号）及び事業計画書に記載された「事業計画の概要」（規則第9条第1号イ）により確認される。

(2) 2号要件

当該事業が大深度地下の使用が必要とされる対象地域における大深度地下で実施されるものであることを、使用認可申請書に記載された「事業区域」（法第14条第1項第3号）、添付書類の「事業区域及び事業計画を表示する図面」（法第14条第2項第3号）及び「事業区域が大深度地下にあることを証する書類」（同項第4号）等により、別途定めた「大深度地下使用技術指針・同解説」等に照らして判断される。

また、今後、審査の円滑な実施に資するため、地盤調査の実施方法等に関するマニュアルが整備される予定である。

(3) 3号要件

(ア)事業を施行する必要性及びその必要性が公益目的に合致しているかどうか、その上で、(イ)大深度地下を使用する必要性が認められるかどうか、の観点から審査される。すなわち、(ア)の事業の公益性については、申請に係る事業の個々について判断されるべきものであり、具体的事案に即し慎重に公益性の有無を判断される。また、(イ)については、地上又は浅深度地下と大深度地下における用地取得又は使用の容易性等について具体的事案に即し、比較考量のうえ判断されることとなる。

具体的には、「使用の認可を申請する理由を記載した書類」（法第14条第2項第1号）及び事業計画書に記載された「大深度地下において事業の施行を必要とする公益上の理由」（規則第9条第1号ニ）等により審査される。

(4) 4号要件

大深度地下の使用権が取得できれば、事業者が実際に事業を遂行しうる各種の準備が整えられているか否かを審査するものである。

「意思」については、事業者が地方公共団体である場合には議会の議決の有無、一般法人である場合には当該法人としての正式な意思決定の有無等が判断の基準となる。

また、「能力」については、法的能力、経済的能力及び実際的能力が問題となる。当該事業を施行する権限及び当該事業の施行に必要な財源措置の有無のほか、組織及び職員の配置状況など事業者が実際に事業を遂行できる体制を整備しているか否かが判断の基準となる。

具体的には、使用認可申請書に記載された「事業者の名称」（法第14条第1項第1号）のほか、申請に係る事業が全体計画の一部であるときには、事業計画書に記載された「設置される施設又は工作物の工事の着手及び完成の予定時期」（規則第9条第1号ロ）等の記載により、全体計画の完成までの明確な計画の下に申請に係る事業が遂行されているか、「事業に要する経費及びその財源」（同号ハ）において事業に必要な予算、起債、

借入れ等の措置が講じられているかどうか審査される。

また、法第14条第2項第10号の添付書類により、事業の施行に関して必要な行政機関の免許、許可、認可等の処分が既に行われているか、又は行われる見込みであるかが審査され、法的な施行能力を有していることが確認されることとなる。

(5) 5号要件

法第6条に規定する基本方針に定められた(ア)大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項、(イ)大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項、(ウ)安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項に適合しているか否かが具体的に判定される。例えば、(ア)については、地上及び浅深度地下を併せて使用する事業について地上及び浅深度地下の施設との適切なアクセスが確保されているかどうか、(イ)については、事業の施行に伴い、事業区域に近接している既存の施設又は工作物その他の物件の構造への支障がないかどうか、もし、支障が生じるおそれがある場合には、生じないよう適切な措置がなされることとされているかどうか、(ウ)については、火災・爆発、地震、救急・救助活動等の安全の確保、地下水位・水圧の低下、地盤沈下等の環境の保全に係る措置が適切にとられることとされているかどうか等が審査の際に留意される。

具体的には、事業計画書に記載された「事業区域を当該事業に用いることが相当であり、又は大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由」(規則第9条第1号ホ)、「事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類」(法第14条第2項第7号)、「事業区域の全部又は一部が、この法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されているときは、当該事業の用に供する者の意見書」(同項第8号)、「事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書」(同項第9号)、「法第12条第5項の規定により調整の申出があったときは、当該調整の経過の要領及びその結果を記載した書類」(同項第11号)、「基本方針に定められた法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る措置(法第14条第2項第7号に掲げる書類に記載された措置を除く。)を記載した書類」(規則第9条第8号)等により判断される。

(6) 6号要件

事業を実施した場合に、当該事業により設置される施設又は工作物が、事業区域の上方に通常の建築物(土地の最有効利用を前提として、現存する最大規模の超高層建築物も含まれる。)が設置されても、その荷重に耐えられる耐力を有する施設等であることが確認される。

具体的には、使用認可申請書に記載された「事業により設置する施設又は工作物の耐力」(法第14条第1項第4号)及び「耐力の計算方法を明らかにした書類」(同条第2項

第6号)により、事業により設置する施設等が、通常の建築物の建築により作用する荷重(平成13年3月23日国土交通省告示第293号、第294号及び第295号参照)、土圧及び水圧に対して当該施設等が安全であることが、平成13年3月23日国土交通省告示第292号に定める方法により確かめることができる最低の耐力以上の耐力を有するものであること(施行令第5条参照)を、「大深度地下使用技術指針・同解説」等に照らし、審査されることとなる。

(7) 7号要件

「法第13条の規定により作成した調書」(法第14条第2項第5号)により、事業区域にある物件を移転等することが技術的に難しいか否か、物件が移転等されることにより失われる利益よりも事業の施行により得られる利益が上回るか否かに留意して判断される。

9 使用認可の手続

国土交通大臣が使用の認可を行う場合には、使用認可申請書は事業所管大臣に提出されるが、提出を受けた事業所管大臣は、遅滞なく、当該使用認可申請書及び添付書類を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付する(法第14条第2項第3項)。

国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が使用認可の要件に該当しないことが明らかである場合を除き、事業区域が所在する市町村の長(東京都の特別区及び指定都市の場合は区長)に対して使用認可申請書及び添付書類のうち当該市町村に関係がある部分の写しを送付しなければならない(法第20条において準用する土地収用法第24条第1項)。

国土交通大臣は、市町村の長に送付をしたときは、その旨を事業区域を管轄する都道府県知事に通知するとともに、当該知事にも使用認可申請書及び添付書類の写しを送付しなければならない(同条第3項)。

市町村長は、使用認可申請書等の送付を受けたときは、直ちに事業者の名称、事業の種類及び事業区域を公告し、公告の日から2週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない(同条第2項)。市町村長がこの手続を行わないときは、事業者の申請により、事業区域を管轄する都道府県知事が代わってその手続を行うことができる(同条第4項)。

この手続は、使用認可を行うために欠くことのできないものであるから、法律の定めるところに従い適正に行われなければならないが、特に、次の事項に注意して事務を進めることとなる。

(1) 縦覧期間は、公告の日から2週間であるが、2週間の計算方法は、法第46条において

準用する土地収用法第135条第1項の規定により、民法の定めるところによるので、14日間の意味ではなく、最低15日間となる。

イ 民法第140条によって期間の初日（公告の日）は算入されない。しかし計算上は2週間の中に入らないが、縦覧期間には入るから、公告の日にも縦覧を行わなければならない。したがって、次の二つの特別の場合を除いては、公告の日から15日間が縦覧期間となる。

ロ 民法第142条によって期間の末日（公告の日から15日目の日）が日曜日、祝祭日、その他の休日（法第46条において準用する土地収用法第135条第1項の規定によって土曜日及び12月29日から31日までの日がその他の休日とみなされている。なお、1月2日及び3日についても慣習上その他の休日とみなされている。）に当たるときの期間は、その翌日（その翌日が日曜日等であればさらにその翌日となる。）で満了する。したがって、公告の日から15日目及び16日目の日がそれぞれ休日であれば、縦覧期間の満了日は、公告の日から17日目の日となり、縦覧期間は17日間となる。

なお、末日以外の縦覧期間内に休日があっても、縦覧期間はイにより15日間となる。

ハ 縦覧期間の末日が、ロに掲げた「休日」以外の閉庁日に当たる場合は、法律に規定はないが、末日を繰り延べ、ロと同様に扱うよう運用する。

(2) 公告は次の事項を記載することとされている。

イ 法第20条において準用する土地収用法第24条第2項の規定による公告である旨

ロ 公告の日から縦覧終了日まで使用認可申請書及びその添付書類を公衆の縦覧に供する旨

ハ 法第20条において準用する土地収用法第25条第1項の規定により、使用の認可について利害関係を有する者は、縦覧終了日までに都道府県知事に意見書を提出することができる旨

ニ 事業者の名称（使用認可申請書記載のもの）

ホ 事業の種類（使用認可申請書記載のもの）

ヘ 事業区域（使用認可申請書記載のもののうち、公告を行う市町村が管轄する区域のみ記載すること。）

ト 縦覧場所

チ 縦覧期間（(1)に記述したところに注意すること。）

〔公告例〕

告示第〇〇〇号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）
第20条において準用する土地収用法第24条第1項の規定により、国土交通大臣から使用認可

申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、使用の認可について利害関係を有する者は、法第20条において準用する土地収用法第25条第1項の規定により、縦覧期間内に限り〇〇県知事に意見書を提出することができ、当該意見書は国土交通大臣あて送付されるので、留意されたい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市長

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 事業者の名称 | 〇〇〇〇株式会社 |
| 2 | 事業の種類 | 〇〇鉄道線△△・□□間線路建設工事 |
| 3 | 事業区域 | 〇〇県〇〇市〇〇、△△及び□□地内 |
| 4 | 縦覧場所 | 〇〇市役所 |
| 5 | 縦覧期間 | 公告の日から〇〇月〇〇日まで |

このように、提出された使用認可申請書等は公衆の縦覧に供されることになっているが、使用認可に利害関係を有する者は、この縦覧期間内に都道府県知事に意見書を提出することができる。この意見書の提出は、使用認可の審査に当たり、意見を聞いて公正を期す趣旨であるから、「利害関係を有する者」は事業区域に係る土地の所有者等に限定されない。法律上の利害関係に限らず、社会的、経済的利害や単なる事実上の利害を有する者も含まれる。

使用権設定権者が国土交通大臣の場合には、提出された意見書は国土交通大臣に送付され、意見書の提出がなかったときは都道府県知事から国土交通大臣にその旨が報告される（法第20条において準用する土地収用法第25条第2項）。

また、国土交通大臣又は都道府県知事は、使用認可申請に際して法第14条第5項の規定により、添付すべき行政機関の意見書等の添付に代えて事業者の疎明書が添付されたとき、その他必要があると認めるときは、事業区域内にある公共・公益施設の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関の意見を求めなければならない（法第18条）。

さらに、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、事業者に対し、事業区域に係る土地及びその付近地の住民に、説明会の開催等使用認可申請書等の内容を周知させるため必要な措置を講ずるよう求めることができる（法第19条）。

また、必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について学識経験者の意見を求めることができ（法第20条において準用する土地収用法第22条）、また、使用認可申請書等の縦覧期間中に利害関係者から公聴会を開催すべき旨の請求があった場合等必要があると認める場合には、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない（法第20

条において準用する土地収用法第23条)。なお、公聴会の手続については、規則第10条において土地収用法施行規則第4条から第12条までの規定が準用されている。

10 使用認可の処分

以上のような手続を経たうえ、申請内容を審査し、使用認可の要件をすべて充足しているときに、使用認可が行われる。

使用認可をしたときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、遅滞なく事業者には通知するとともに、認可事業者の名称、事業の種類、事業区域、事業により設置する施設又は工作物の耐力、使用の期間を、国土交通大臣が処分を行う場合は官報で、都道府県知事が処分を行う場合は、当該都道府県の公報で告示する（法第21条第1項）。使用認可は、この告示により効力を生ずる（同条第4項）。

なお、使用の認可には、条件を付し、又は、これを変更することができる（法第17条第1項）。その条件の一つとして、使用の認可を受けた事業に支障のない範囲内で他の事業者には事業区域の一部を使用させることはできるとの前提の下、原則として、使用の認可には、「事業区域を他の事業者には使用させる場合には、使用権設定権者に届け出なければならない」旨の条件を付すこととしている。

〔使用認可の告示例〕

国土交通省告示第〇〇〇号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）第16条の規定に基づき使用の認可をしたので、次のとおり告示する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 〇〇〇〇

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------------|
| 1 | 認可事業者の名称 | 〇〇〇〇株式会社 |
| 2 | 事業の種類 | 〇〇鉄道線△△・□□間線路建設工事 |
| 3 | 事業区域 | 〇〇県〇〇市〇〇、△△及び□□地内 |
| 4 | 事業により設置する施設又は工作物の耐力 | 〇〇施設頂面において一平方メートル当たり〇〇キロニュートン |
| 5 | 使用の期間 | 告示の日から〇〇構築物存続期間中 |

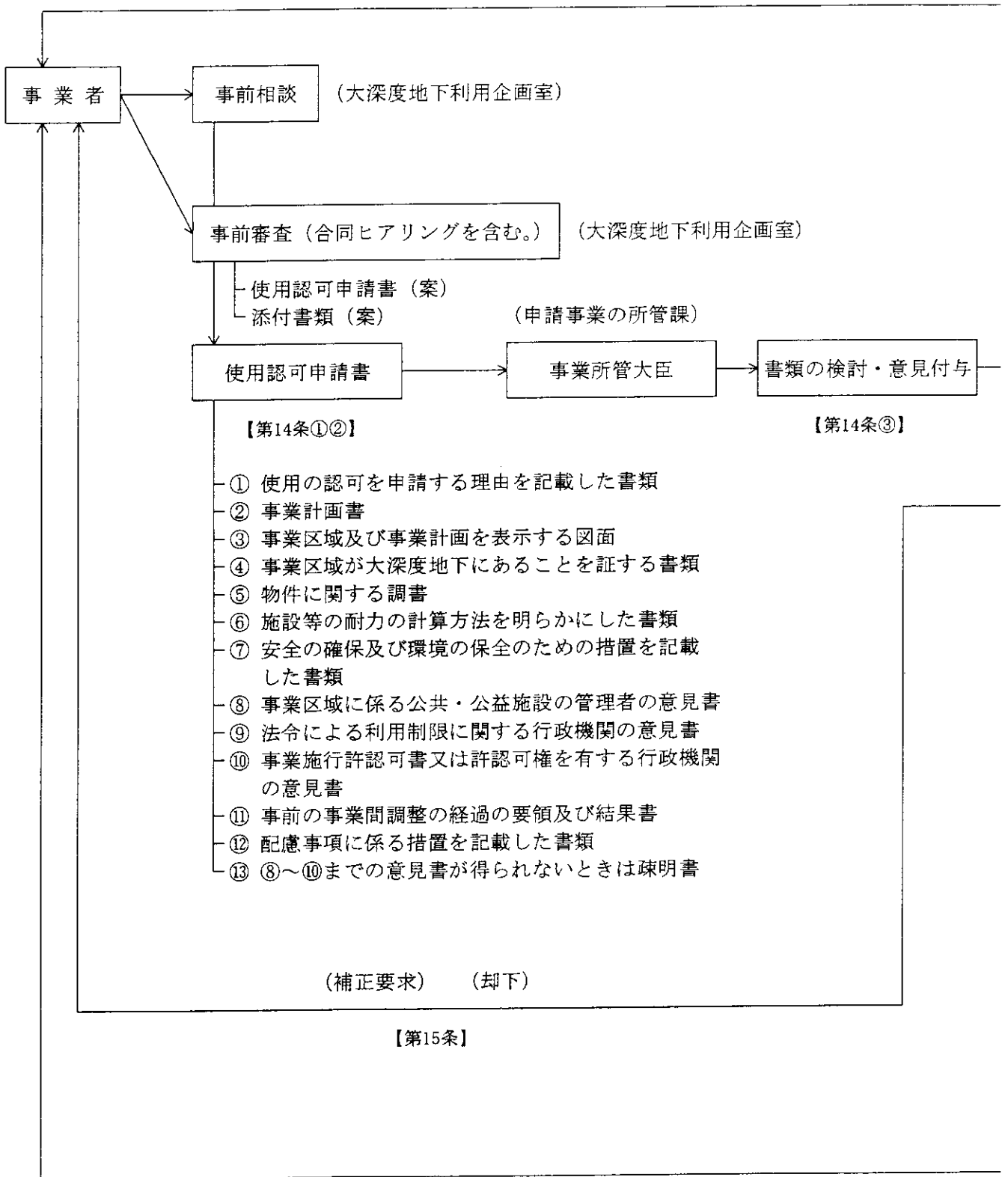
なお、国土交通大臣又は都道府県知事は、使用認可を拒否したときは、その旨を事業者には文書で通知する（法第24条）。この文書が事業者には到達したときに使用認可の拒否処分

は効力を生ずることとなる。

これまで述べてきた申請から処分に至るまでの使用認可の手続を図示すると次図のとおりである。

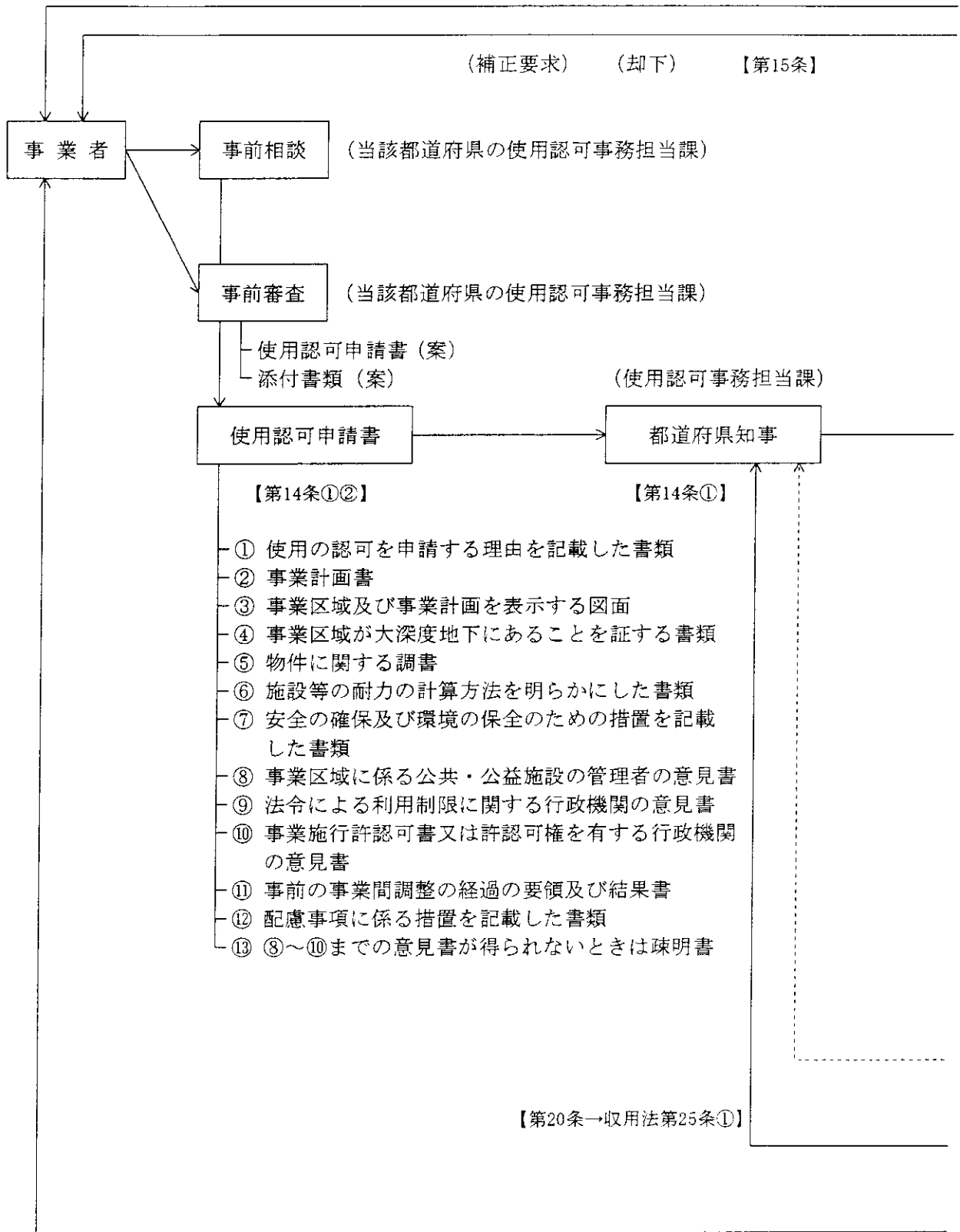
使用認可の手続

(国土交通大臣認可の場合)

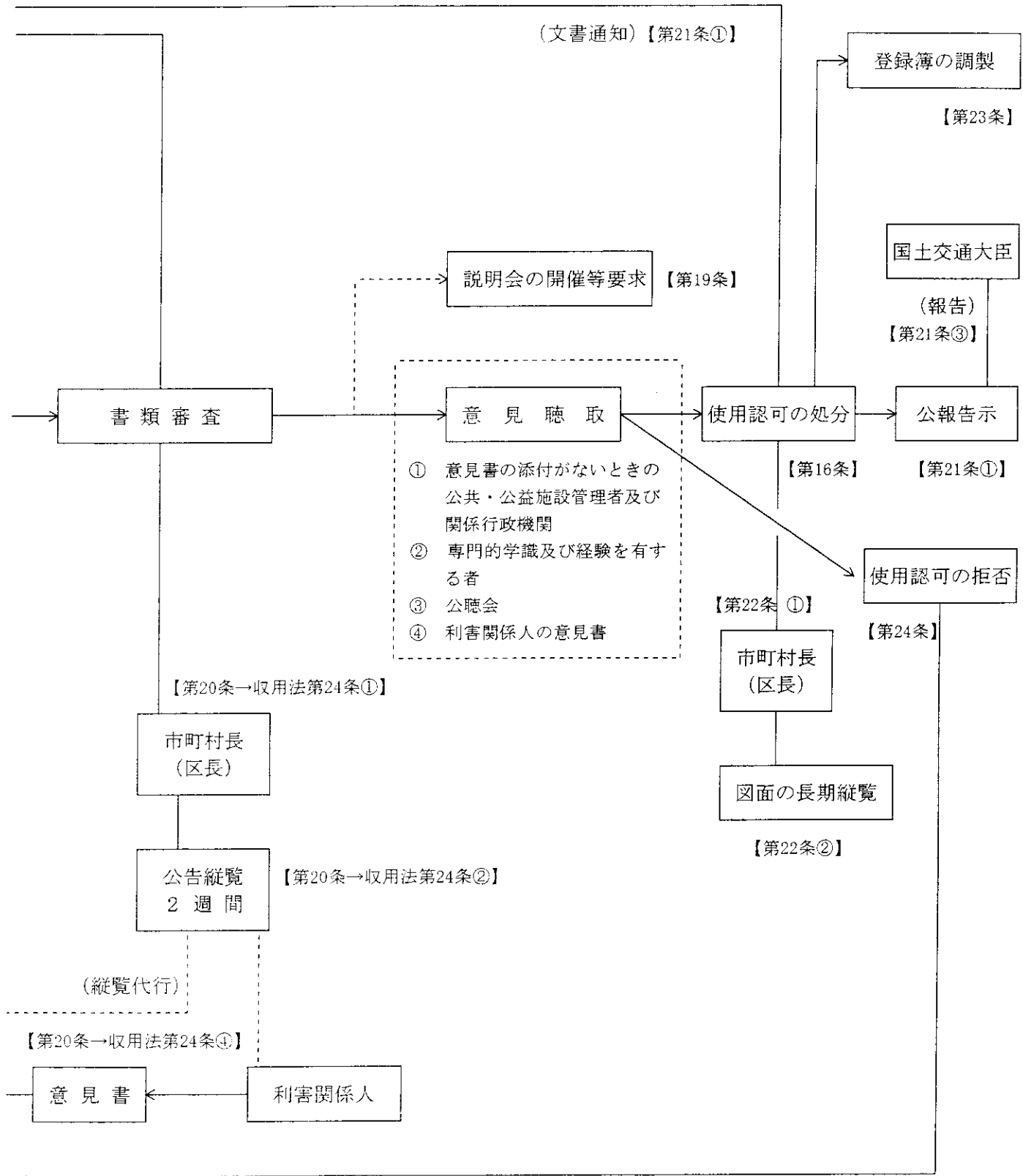


(文書通知)

(都道府県知事認可の場合)



(文書通知)



11 使用認可の効果とその後の手続

使用認可の告示があると、当該告示の日において、認可事業者は事業区域を使用する権利を取得し、当該事業区域に係る土地に関するその他の権利は、認可事業者による事業区域の使用を妨げ、又は、事業者が設置する施設等の耐力及び事業区域の位置からみて認可事業者による事業区域の使用に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される（法第25条）。

なお、この使用权は、物件類似の権利であり、権利内容の実現が妨げられ、又は妨げられるおそれがある場合には、事業者は、当該使用权自体に基づいて妨害排除又は妨害予防の請求をすることができるものと解される。

また、使用認可がなされたことによる効果や使用認可後に発生する手続には、以下のようなものがある。

(1) 占用の許可等の特例（法第26条）

事業者は、使用の認可の申請に当たっては、事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書を添付する（法第14条第2項第9号）とともに、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、関係行政機関の意見を求めなければならない（法第18条第1項）など、国土交通大臣又は都道府県知事は、公物管理に係る行政機関の意見書等を踏まえて、適切に使用权を設定することとなる。

このため、使用权が設定された事業区域が公物の地下にある場合であっても、重ねて、公物を継続的に使用する権利を設定する公物管理法に基づく占用許可をとることは不要であり、占用の許可に関する規定及びそれに基づく占用料の徴収の規定は適用しないこととされている。

(2) 事業区域を表示する図面の長期縦覧（法第22条）

使用認可が行われると、上記のように、事業区域に係る土地に関する権利に対する制限が生じることとなるから、事業区域に係る土地について所有権その他の権利を有する者が、自己の土地等が事業区域に係る土地に含まれているか否かが、つねに明らかになっていないと、その権利の行使上支障を生ずるおそれがある。

そこで、国土交通大臣又は都道府県知事が使用認可をしたときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長にその旨を通知し、市町村長は、事業区域を表示する図面を、使用の認可の取消し又は事業の廃止の通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。なお、市町村長が通知を受けた日から2週間を経過しても縦覧手続を行わない場合には、都道府県知事がその手続を代行することができる。

(3) 登録簿の調製・閲覧（法第23条）

大深度地下に設置された施設又は工作物については、地表や浅深度地下にある施設等とは異なり、地表からでは、その存在・範囲を容易に確認することができないため、取引の安全を確保するという観点から、使用権の設定を実質的に周知することが必要である。また、大深度地下の使用権は、一般に長期にわたって存続するものであり、一定の権利制限が課されることから、その設定状況については、使用の認可の告示のみにとどまらず、永続的に周知を継続することが求められる。

そこで、都道府県知事は、その管轄区域における大深度地下の使用の認可に関する登録簿を調製し、公衆の閲覧に供するとともに、請求があったときはその写しを交付しなければならない。なお、規則第12条の規定により、都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧に供するため、登録簿閲覧所を設け、その閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならないものとされている。

(4) 事業区域の明渡し・損失の補償（法第31条・第32条）

使用の認可により事業区域の使用権が取得された後は、認可事業者は事業の施行のため必要があるときは、事業区域にある物件を占有している者に対し、期限（明渡しの請求をした日の翌日から起算して30日を経過した後の日）を定めて、事業区域の明渡しを求めることができる。

明渡しの請求があった物件を占有している者は、明渡しの期限までに、物件の引渡し等を行わなければならない。一方、認可事業者は、当該期限までに、物件の引渡し等により物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。

この損失の補償については、事業者と当該権利者が協議して定めることとし、協議が成立しないときは、土地収用法第94条第2項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

(5) その他の損失の補償（法第37条）

大深度地下は、土地所有者等による通常の利用が行われない空間であり、大深度地下の利用が制限されても実質的な損失はなく、また、設置される施設等が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されても支障がない耐力を有することを認可要件とするため（法第16条第6号）、大深度地下に使用権を設定しても実質的に損失がないものと考えられるが、例外的に、何らかの損失が発生する場合も、全くないとは言えない。

このため、国民の権利保護に万全を期すため、(4)の補償とは別に、法第25条の規定による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じた場合には、当該損失を受けた者は、使用の認可の告示の日から1年以内に限り、認可事業者に対し、その損失の補償を請求することができることとされている。

この損失の補償については、事業者と当該権利者が協議して定めることとし、協議が成立しないときは、土地収用法第94条第2項の規定による収用委員会の裁決を求めるこ

とができる。

(6) 権利の譲渡の承認申請（法第28条）

使用の認可に基づき事業者が取得する権利は、事業区域において実施される事業の公共性にかんがみ、当該事業が支障なく行われるようにするためのものであり、当該権利の自由な譲渡を認めた場合、使用の認可の要件を満たさないような者が事業を施行することも可能となり、本法の趣旨を没却するおそれがある。一方、何らかの事情により認可事業者が事業を継続して施行することが困難となった場合に、当該権利の譲渡を一切認めないとすると、結果として事業が中断・廃止されてしまうおそれがある。

以上を踏まえ、使用の認可に基づく権利の全部又は一部の譲渡が必要となった場合には、その譲渡につき、国土交通大臣又は都道府県知事の承認にかからしめることとされている。

国土交通大臣が使用の認可をした事業については、事業所管大臣を経由して、国土交通大臣に、都道府県知事が使用の認可をした事業については、当該都道府県知事に、権利を譲り渡そうとする事業者と権利を譲り受けようとする事業者が連名で、承認申請を行う。

なお、国土交通大臣が権利の譲渡の承認に関する処分を行う場合、事業所管大臣は、法第28条第2項の規定による権利の譲渡の承認の申請があったときは、当該申請を受理した日から国土交通大臣に到達するまでの期間を原則として15日以内とするよう努めるものとし、国土交通大臣は、当該申請が到達してから処分するまでの期間を15日以内とするよう努めるものとしている。

(7) 使用の認可の取消し（法第29条）

国土交通大臣又は都道府県知事は、認可事業者が次のいずれかに該当するときは、使用の認可（権利の譲渡の承認を含む。）を取り消すことができる。

イ 法又は法に基づく命令の規定に違反したとき。

ロ 施行する事業が使用の認可の要件（法第16条）のいずれかに該当しないこととなったとき。

ハ 正当な理由なく事業計画に従って事業を施行していないと認められるとき。

ニ 法第17条（法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により使用の認可に付された条件に違反したとき。

なお、使用の認可は、国土交通大臣又は都道府県知事による使用の認可の取消しの告示があった日から将来に向かって効力を失うこととされている。

(8) 事業の廃止・変更の届出（法第30条）

使用認可の告示があった後、事業者が事業の全部又は一部を廃止又は変更したために、事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、事業者は、遅滞なく、国

土交通大臣又は都道府県知事にその旨（事業区域の一部を使用する必要がなくなったときは、使用の必要がない事業区域の部分及びこれを表示する図面を含む。）を届け出なければならない。

なお、使用の認可は、事業区域の使用の廃止の告示があった日から将来に向かって効力（事業区域の一部の使用の廃止に係るものにあつては、使用の廃止に係る事業区域の部分における効力）を失うこととされている。

(9) 原状回復の義務（法第38条）

認可事業者は、使用の認可の取消し、事業の廃止又は変更その他の事由によって事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、遅滞なく、

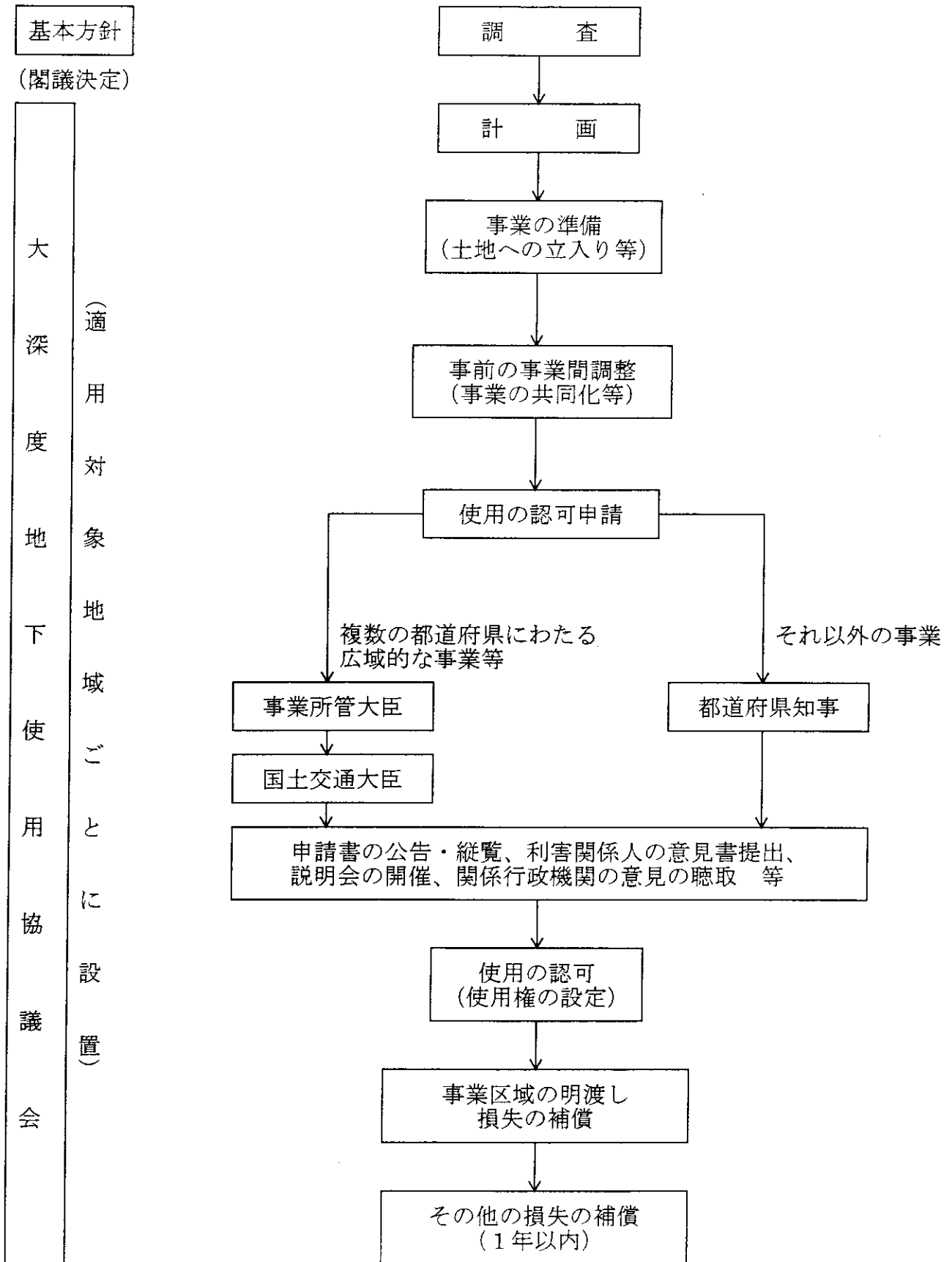
イ 当該事業区域の全部又は一部を原状に復する

ロ 当該事業区域の全部又は一部及びその周辺における安全の確保又は環境の保全のため必要な措置

のうち、いずれかの措置をとらなければならないとされている。

以上、述べてきた本法における手続きのうち、事業者の行う主な手続きの流れを図示すると、次図のとおりである。

図 大深度地下使用法に



基づく事業者手続等フロー

《事業者の行う主な手続等》

○地盤調査等（既存文献調査、ボーリング調査、物理探査等）

○ルート・深度の決定等

○現地測量、井戸・温泉井等の調査、追加の地質調査等

- ・土地への立入り許可申請（都道府県知事）、立入りの通知（市町村長・占有者）
【第9条、収用法第11条①、第12条①・③】
- ・障害物の伐除の許可申請（市町村長）、土地の試掘等の許可申請（都道府県知事）、伐除・試掘等の通知（土地所有者・占有者）
【第9条、収用法第14条①・②】
- ・損失を受けた者との補償協議（、収用委員会による補償の裁決手続）
【第9条、収用法第91条・第94条】

○事業区域の調整、共同化の調整

- ・事業概要書の作成・送付（事業所管大臣又は都道府県知事）・公告・縦覧
【第12条①・②】
- ・調整の申出に基づく事業間調整 【第12条⑤】

○使用の認可の申請手続

- ・物件に関する調書の作成【第13条】
- ・使用認可申請書及び添付書類（物件に関する調書、関係行政機関の意見書、事前の事業間調整の結果等）の提出【第14条①・②】

○住民への周知措置

- ・説明会の開催等【第19条】

○井戸、温泉井等の明渡し

- ・事業区域の明渡しの要求（事業区域内にある物件の占有者）【第31条①】
- ・損失を受けた者との補償協議、（収用委員会による補償の裁決手続）
【第32条②・④、収用法第94条②～⑫】

○補償手続

- ・損失を受けた者との補償協議、（収用委員会による補償の裁決手続）
【第37条②、第32条②・④、収用法第94条②～⑫】

(参考) 対象地域を構成する市町村一覧 (平成13年4月1日現在)

1. 首都圏

茨城県	竜ヶ崎	水海道	取手	岩井	牛久	伊奈	谷和原
	五霞	猿島	境	守谷	藤代	利根	
埼玉県	川越	川口	浦和	大宮	行田	所沢	飯能
	加須	東松山	岩槻	春日部	狭山	羽生	鴻巣
	上尾	与野	草加	越谷	蕨	戸田	入間
	鳩ヶ谷	朝霞	志木	和光	新座	桶川	久喜
	北本	八潮	富士見	上福岡	三郷	蓮田	坂戸
	幸手	鶴ヶ島	日高	吉川	伊奈	吹上	大井
	三芳	毛呂山	越生	滑川	嵐山	川島	吉見
	鳩山	大里	騎西	南河原	川里	北川辺	大利根
	宮代	白岡	菫蒲	栗橋	鷲宮	杉戸	松伏
	庄和						
千葉県	千葉	市川	船橋	木更津	松戸	野田	成田
	佐倉	習志野	柏	市原	流山	八千代	我孫子
	鎌ヶ谷	君津	富津	浦安	四街道	袖ヶ浦	印西市
	白井	関宿	沼南	酒々井	富里	印旛	本埜
	栄						
東京都	特別区	八王子	立川	武蔵野	三鷹	青梅	府中
	昭島	調布	町田	小金井	小平	日野	東村山
	国分寺	国立	西東京	福生	狛江	東大和	清瀬
	東久留米	武蔵村山	多摩	稲城	あきる野	羽村	瑞穂
	日の出						
神奈川県	横浜	川崎	横須賀	平塚	鎌倉	藤沢	小田原
	茅ヶ崎	逗子	相模原	三浦	秦野	厚木	大和
	伊勢原	海老名	座間	南足柄	綾瀬	葉山	寒川
	大磯	二宮	中井	大井	松田	開成	愛川
	城山						

2. 近畿圏

京都府	京都市	宇治	亀岡	城陽	向日	長岡京	八幡
	京田辺	大山崎	久御山	井手	山城	木津	加茂

	精華町	園部町	八木町				
大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	池田市	吹田市	泉大津市
	高槻市	貝塚市	守口市	枚方市	茨木市	八尾市	泉佐野市
	富田林市	寝屋川市	河内長野市	松原市	大東市	和泉市	箕面市
	柏原市	羽曳野市	門真市	摂津市	高石市	藤井寺市	東大阪市
	泉南市	四條畷市	交野市	大阪狭山市	阪南市	島本町	豊能町
	能勢町	忠岡町	熊取町	田尻町	岬町	太子町	河南町
	千早赤阪村	美原町					
兵庫県	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市
	三田市	猪名川町					
奈良県	奈良市	大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市	桜井市	五條市
	御所市	生駒市	香芝市	都祁村	平群町	三郷町	斑鳩町
	安堵町	川西町	三宅町	田原本町	大宇陀町	菟田野町	榛原町
	高取町	明日香村	新庄町	當麻町	上牧町	王寺町	広陵町
	河合町	吉野町	大淀町	下市町			

3. 中部圏

愛知県	名古屋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	津島市
	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	犬山市	常滑市
	江南市	尾西市	小牧市	稲沢市	豊明市	尾張旭市	岩倉市
	大府市	東海市	知多市	高浜市	知立市	日進市	東郷町
	長久手町	西枇杷島町	豊山町	師勝町	西春町	春日町	清洲町
	新川町	大口町	扶桑町	木曾川町	祖父江町	平和町	七宝町
	美和町	甚目寺町	大治町	蟹江町	十四山村	飛島村	弥富町
	佐屋町	立田村	八開村	佐織町	阿久比町	東浦町	南知多町
	美浜町	武豊町	一色町	吉良町	幡豆町	幸田町	三好町
三重県	四日市市	桑名市	多度町	長島町	木曾岬町	員弁町	東員町
	桶町	朝日町	川越町				

第2章 事前の事業間調整について

1 総説

大深度地下は、大都市地域に残された貴重な空間であり、また、いったん施設を設置すると撤去が困難である等の特性を有するので、その利用に当たっては、公共の福祉に適合するように適正かつ合理的に行われることが求められる。

そのため、大深度地下で事業を行う場合には、少なくとも事業が具体化した段階において、事業の概ねの実施予定位置を踏まえ、近接又は同一の事業区域で事業を施行し、又は施行しようとする他の公共の利益となる事業を行う事業者との間で、適切な配置や効率的な空間利用（共同化等）を図る必要がある。

以上を踏まえ、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るための手続の一つとして、使用認可の申請に先立って事業者間で調整を行う仕組みが設けられている（法第12条）。

2 手続

(1) 事業概要書の作成

事業概要書に記載する事項は以下のとおりである（規則別記様式第7）。

- ① 事業者の名称
- ② 事業の種類
- ③ 事業区域の概要
- ④ 使用の開始の予定時期及び期間
- ⑤ 事業計画の概要

上記事項の記載方法については、使用認可申請書の記載事項等と同様（③はその概要）であるので、第3章第2節及び第4節を参照されたい。

(2) 事業概要図の作成

事業概要書には、事業区域のおおむねの位置及び施設等の構造の概要を表示した事業概要図（平面図、縦断面図及び横断面図）を添付することとされており（規則第3条第1項）、具体的には、①事業区域のおおむねの位置を表示した平面図及び縦断面図、②施設等の内部の構造をある程度把握するための施設等の構造の概要を表示した横断面図の3種類である。

①については、使用認可申請書に添付する事業区域表示図の作成に係る第3章第5節を参考にして作成すること。ただし、縮尺については、下表のとおりとする。

ただし、事業の延長等が長い等これによりがたい場合は、別途検討することとする。

②については、施設の代表的な断面とし、断面としたポイントがわかるよう①の平面図又は縦断面図に明示すること。縮尺は、100分の1から200分の1までとする。なお、できるだけ早期に事前の事業間調整を行うため、事業概要書を送付する時期において決まっている範囲で作成すればよい。

作成する必要がある図面		標準の縮尺	
事業区域のおおむねの位置を表示した図面	平面図	10,000分の1	
	縦断面図	鉛直方向	100分の1～1,000分の1
		水平方向	1,000分の1～10,000分の1
施設等の構造の概要を表示した図面	横断面図	100分の1～200分の1	

(3) 事業概要書の送付

使用認可権者が国土交通大臣である事業（法第11条第1項）にあつては、当該事業を所管する大臣（事業所管大臣）に、それ以外の事業（同条第2項）については、都道府県知事に送付する（具体の提出先については、巻末「（参考）大深度地下使用法関係省庁等一覧表」を参照のこと）。

あらかじめ共同して事業を施行することとなっている場合の送付先については、使用認可申請書の提出先に準じ、事業を所管するいずれかの大臣に提出すれば足りる（第3章第2節「3 共同施行の場合の申請方法」参照）。

事業概要書を送付する時期については、法第12条第2項の縦覧期間（公告の日から30日間）、同条第5項の規定により申出のあつた他の事業者との調整に要する期間等を見込んで、使用認可申請時期から遡って、できるだけ早期に（おおよそのルート・施設位置が確定した段階で）行うことが望ましい。

(4) 事業概要書の公告・縦覧

(イ) 公告の方法は、①官報への掲載、②関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること、③関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること、④時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載のうち適切な方法により行うこと（規則第4条）。

(ロ) 公告する事項は、以下のとおりである（規則第6条）。

- ① 事業者の名称
- ② 事業の種類
- ③ 事業区域の概要
- ④ 使用の開始の予定時期及び期間
- ⑤ 事業計画の概要
- ⑥ 公告された事業に関し事業の共同化、事業区域の調整その他必要な調整の申出が

できる旨

⑦ 申出期限及び申出先その他申出に関し必要な事項

(ハ) 事業概要書を縦覧に供する場所は、①事業者の事務所、②関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設、③①・②のほか、事業者が利用できる適切な施設のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めること（規則第5条）。

(5) 他の事業者との調整

(イ) 事業区域又はこれに近接する地下において、法の対象事業を行う者（既に施設を供用している事業者、現在施行（事業着手）している事業者、これから施行しようとしている事業者）から、事業の共同化、事業区域の調整（事業区域の重複・近接が問題となる場合のお互いの事業区域の位置及び範囲の調整等）その他事業の施行に関し必要な調整の申し出があったときは、調整に努めること。

なお、調整については、首都圏、近畿圏、中部圏の各対象地域に設置される大深度地下使用協議会の場を活用して行うこととし、事業者は調整の申出の有無について、速やかに、事業所管省庁を通じて、使用認可庁に連絡すること。

(ロ) 使用認可の申請に際しては、「当該調整の経過の要領及びその結果を記載した書類」を申請書に添付することとされている（法第14条第2項第11号）。